

立川市総合福祉センター
指定管理者候補者の選定について

答 申

令和3年9月30日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和3年6月28日付立福総第699号により、立川市長から、「立川市総合福祉センターの指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者としてほしい旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市総合福祉センターについては、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

(1) 公の施設の名称及び位置、指定管理者候補者名

公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名
立川市総合福祉センター 立川市富士見町2丁目36番47号	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 立川市富士見町2丁目36番47号

(2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・ 運営事業の更なる周知に努められたい。

2 審査会日時

日時	議事内容
令和3年6月28日（月） 18時00分から	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問・ 特命理由、施設概要、業務内容、仕様等の説明・ 書類審査・ 事業者による事業計画の説明・ 協議、審査・ 答申案の協議・ その他

なお、審査会開会前に、4人の委員が総合福祉センターの現地視察を行いました。

3 審査の経過

公募によらず、社会福祉法人立川市社会福祉協議会（以下、「協議会」という）を特命で指定管理者とする理由として、当該施設の指定管理者には、高齢者、障害者及び介護保険利用者等の様々なニーズや相談等に的確に応じ、総合的な福祉サービスの提供や各種調整など、市と連携しながら地域福祉の推進に資することが求められていることから、地域福祉の推進を図ることを目的とし、市との連携のもと総合的な福祉サービスの調整等を行っており、その業務を最も効果的かつ効率的に行っている協議会が相応しいとの説明がありました。

さらに、市から施設及び事業の概要、仕様等について説明を受けた後、書類審査を行いました。

そこでは、協議会と市との関係性、業務内容や当該施設利用者の状況などについての質疑がありました。

また、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行いました。

ここでは、土曜日及び夜間における開所状況、指定管理料収入の会計処理方法、ICTやSNSに関する活用という新たな提案内容などについての質疑がありました。

これらをふまえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、運営事業の更なる周知などの意見がありました。

なお、審査会委員のうち1名が立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例第9条に規定する審査会委員自身が関与する法人に該当したため、当該委員を除いて審査を行いました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
〃	(副会長) 鴛 海 量 良	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	杉 田 研 一	公募
〃	武 江 俊 江	公募
〃	宮 本 直 樹	公募